

(仮称) 町田市屋外広告物条例の構成概要

1. (仮称) 町田市屋外広告物条例の構成と主な内容

(仮称) 町田市屋外広告物条例は、東京都屋外広告物条例の内容を引き継ぎ、下表の構成とします。

■ 町田市屋外広告物条例の構成

町田市屋外広告物条例の構成(案)	東京都屋外広告物条例 で対応する章	町田市で独自に 検討する主な内容
第1章 総則 (第1条～第5条) <主な事項> ・ 条例の目的や用語の定義 ・ 各主体の責務	第1章 総則 (第1条～第5条)	・ 条例の目的において、景観計画との連携や生活風景の観点に関する文言を追加 → 第1条 ・ 広告物の種類を定義 → 第2条
第2章 広告物等の制限 (第6条～第23条) <主な事項> ・ 禁止区域、禁止物件、許可区域 ・ 特定の区域指定 ・ 適用除外 ・ 広告物の規格、総表示面積の規制	第2章 広告物等の制限 (第6条～第22条)	・ 町田市独自の許可基準を設定 → 主な制定事項A ・ エリアマネジメント広告活用推進地区の規定を追加 → 主な制定事項B ・ 地域景観資源のうち市長が定めるものを禁止区域、禁止物件に追加 → 第6条、第7条 ・ 「許可区域」の定義を廃止 → 第8条 ・ 広告誘導地区の規定を削除
第3章 広告物等の許可 (第23条～第33条) <主な事項> ・ 許可申請 ・ 許可の期間 ・ 屋外広告物管理者の設置 ・ 変更、更新の許可申請 ・ 設置期間終了後の除却 ・ 許可手数料 ・ 許可の特例	第3章 広告物等の許可 (第23条～第30条)	・ 窓面利用広告物の表示の届出の規定を追加 → 主な制定事項C ・ 景観事前相談を義務づけする規定を追加 → 主な制定事項C
第4章 監督 (第34条～第41条) <主な事項> ・ 許可の取り消し ・ 違反広告物に対する行政措置命令 ・ 違反広告物を略式代執行で除却した場合の保管	第4章 監督 (第31条～第38条)	—
—	第5章 屋外広告業 (第39条～第55条)	※町田市は景観行政団体として屋外広告物条例を定めるため(屋外広告物法第28条)、屋外広告業に係る事務については東京都からの権限移譲を受けない。
第5章 雑則 (第42条～第45条) <主な事項> ・ 審議会への意見聴取 ・ 報告等の徴取 ・ 立入検査等 ・ 規則への委任	第6章 東京都広告物審議会 (第56条～第64条) 第7章 雑則 (第65条～第67条)	※審議会の設置、運営に係る事項は、別途条例及び規則を制定
第6章 罰則 (第46条～第49条) <主な事項> ・ 規定に違反した場合の罰金や過料	第8章 罰則 (第68条～第71条)	—
附則 <主な事項> ・ 施行日 ・ 経過措置	附則	・ 既存不適格の広告物に対する経過措置を規定 → 附則
別表 許可手数料	別表	—

2. 町田市条例で独自に検討する主な内容

主な制定事項 A 町田市独自の許可基準を設定

- ・住宅地の良好な街並みや丘陵地の里山の風景を守るため、屋外広告物条例・規則に定める屋外広告物の許可基準について、第一種・第二種低層住居専用地域（低層住宅地）、用途地域等が指定されていない地域（丘陵地とその周辺）の基準を強化します。

【 低層住宅地 検討中の条文案：町田市屋外広告物条例】

（禁止区域）

第6条 次に掲げる地域又は場所に、屋外広告物等を表示し、又は設置してはならない。

- (1) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号の規定により定められた第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域。ただし、市長の指定する区域を除く。
- (2) ～ (13) (略)

（中略）

（禁止区域に許可を受けて表示又は設置をすることができる屋外広告物等）

第16条 次に掲げる屋外広告物等は、第6条の規定にかかわらず、市長の許可を受けたときは、規則で定める基準により、表示し、又は設置することができる。

- (1) 自己の氏名、名称、店名又は商標を表示するため、自己の住所、事業所、営業所又は作業場に表示する屋外広告物等
- (2) ～ (7) (略)

【 低層住宅地 検討中の条文案：町田市屋外広告物条例施行規則】

（適用除外の基準）

第20条 条例第16条の規則で定める基準は、次の各号に掲げる屋外広告物等について、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 条例第16条第1号に掲げる屋外広告物等 別表第3の左欄に掲げる地域地区等の区分に応じて同表の中欄に定める禁止事項に抵触せず、かつ、表示面積（第18条第1項第4号に掲げる屋外広告物等の表示面積を含む。）の合計が20平方メートル（学校及び病院に係る屋外広告物等については、50平方メートル）以下であること。
- (2) ～ (7) (略)

（中略）

別表第3（第18条、第20条関係）

地域地区等	禁止事項	屋外広告物等の表示面積
1 第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域（都市計画法第8条第1項第1号に規定する第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域をいう。以下同じ。）	<ol style="list-style-type: none"> 1 建築物の屋上へ取り付けないこと。 2 建築物の壁面から突出させないこと。 3 ネオン管を使用しないこと。 4 条例第6条第10号及び第11号に掲げる地域に表示し、又は設置する屋外広告物等で、当該屋外広告物等を表示し、又は設置する地域の路線用地から展望できるもの（以下この表において「路線用地から展望できる屋外広告物等」という。）については、次のとおりであること。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 光源が点滅しないこと。 (2) 赤色光を使用しないこと（ただし、赤色光を使用する部分の面積が屋外広告物等の表示面積の20分の1以下である場合にあつては、赤色光を使用することができる。以下同じ。） 5 土地に直接設置する広告塔及び広告板にあつては、地盤面から当該広告塔及び広告板の上端までの高さが4メートルを超えないこと。 6 建築物の壁面を利用する屋外広告物等（プロジェクションマッピングを除く。）にあつては、地盤面から当該屋外広告物等の上端までの高さが4メートルを超えないこと。ただし、条例第16条第1号に掲げる屋外広告物等で光源が点滅せず、自己の氏名、名称、店名又は商標を構成する文字、記号等を、塗料等を用いて壁面に直接描き、又は金属等で作成し、壁面に直接取り付けるものについては、この限りでない。 7 表示面積が5平方メートルを超える場合にあつては、表示面積の過半に使用する色彩が高彩度色でないこと。 8 表示面に用いる高彩度色の色数（マンセル値により定められる色の数をいう。以下同じ。）は、4色以下であること。 9 余白の面積は、表示面ごとに表示面積の30パーセント未満としないこと。ただし、のぼり、立看板、はり札又ははり紙にあつては、この限りでない。 	合計が5平方メートル以下
2～13	(略)	

高さ、彩度、色数、余白の基準を追加

【丘陵地とその周辺】 検討中の条文案：町田市屋外広告物条例】

(規格の設定)

第22条 次に掲げる屋外広告物等について、市長がその表示又は設置の場所、位置、形状、規模、色調等について、規則で定める規格を設けたときは、当該屋外広告物等は、これらの規格によらなければならない。

(1)～(13) (略)

(屋外広告物等の総表示面積の規制)

第23条 (中略)

2 都市計画法第8条第1項第1号に規定する地域以外の地域内に表示する各屋外広告物等の表示面積の合計は、規則で定める面積を超えてはならない。

【丘陵地とその周辺】 検討中の条文案：町田市屋外広告物条例施行規則】

(基準)

第25条 条例第22条第1項の規定による規格は、別表第4のとおりとする。

(総表示面積の基準等)

第26条 (中略)

3 条例第23条第2項の規則で定める基準は、表示面積(第18条第1項第4号に掲げる屋外広告物等の表示面積を含む。)の合計が20平方メートル(学校及び病院に係る屋外広告物等については、50平方メートル)とする。

表示面積の合計は20㎡以下(学校・病院は50㎡以下)

(中略)

別表第4(第25条関係)

1 広告塔及び広告板

(1) 土地に直接設置する広告塔及び広告板

ア 広告塔及び広告板(以下「広告塔等」という。)の高さが、用途未指定地域内にあっては地上4メートル以下(中略)であること。

イ～エ (略)

オ 用途未指定地域内に表示し、又は設置する屋外広告物等については、ネオン管を使用しないこと。

カ 用途未指定地域内に表示し、又は設置する屋外広告物等の表示面積が5平方メートルを超える場合にあっては、表示面積の過半に使用する色彩が高彩度色でないこと。

(2) 建築物の屋上を利用する広告塔等

ア 用途未指定地域にあっては表示または設置できない。

イ～キ (略)

2 建築物の壁面を利用する屋外広告物等(プロジェクションマッピングを除く。以下7まで同じ)

ア 地盤面から屋外広告物等の上端までの高さが用途未指定地域内にあっては4メートル以下(中略)であること。

イ 条例第16条第1号に掲げる屋外広告物等で光源が点滅せず、自己の氏名、名称、店名又は商標を構成する文字、記号等を、塗料等を用いて壁面に直接描き、又は金属等で作成し、壁面に直接取り付けるものについては、アに規定する高さの限度を超えて表示し、又は設置することができる。ただし、屋外広告物のそれぞれの文字、記号等の上端から下端までの長さは、地盤面から当該下端までの高さが100メートル以下の場合にあっては3メートル以下、100メートルを超える場合にあっては5メートル以下とする。

ウ～エ (略)

オ 屋外広告物等(広告幕を除く。)の表示面積が(中略)用途未指定地域内にあっては20平方メートル(学校及び病院に係る屋外広告物等については、50平方メートル)以下(中略)であり、かつ、屋外広告物等(屋外広告物の表示期間が7日以内のものを除く。)を表示し、又は設置する壁面における各屋外広告物等の表示面積の合計が当該壁面面積の10分の3以下であること。

カ～ク (略)

ケ 用途未指定地域内に表示し、又は設置する屋外広告物等については、ネオン管を使用しないこと。

コ 用途未指定地域内に表示し、又は設置する屋外広告物等の表示面積が5平方メートルを超える場合にあっては、表示面積の過半に使用する色彩が高彩度色でないこと。

3 建築物から突出する形式の屋外広告物等

ア 用途未指定地域にあっては表示または設置できない。

イ～ク (略)

4～7 (略)

8 プロジェクションマッピング

ア～イ (略)

ウ 土地に直接設置する広告塔等を利用するものについては、次のとおりであること。

(ア) 広告塔等に表示するプロジェクションマッピングの上端の高さが、用途未指定地域内にあっては地上4メートル以下(中略)であること。

(イ) (略)

エ～オ (略)

カ 第18条第1項第6号の基準に適合し、かつ、表示期間が14日以内であるプロジェクションマッピング(中略)は、ウからオまでの規定にかかわらず、表示することができる。ただし、地盤面から当該プロジェクションマッピングの上端までの高さが用途未指定地域内にあっては4メートル(中略)(以下「高さ制限」という。)を超えるものは、次に掲げる要件のいずれかに該当するものであること。

(ア) 表示期間が7日以内であること。

(イ) 1日当たりの表示時間が3時間以内であること。

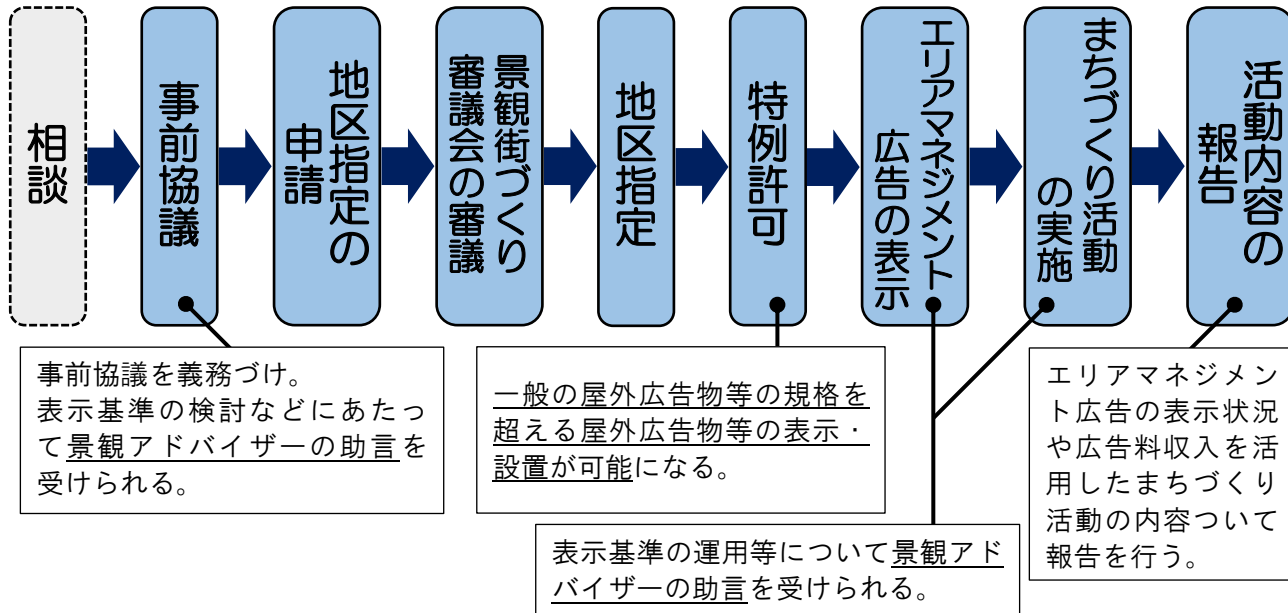
(ウ) 高さ制限を超えて表示する部分の表示面積の合計が、当該高さ制限を超える部分の壁面の面積の10分の3以下であること。

・ 広告物等の高さ(4m以下)
・ ネオン管の不使用、
・ 彩度 ・ 屋上/突出広告物の禁止

主な制定事項B エリアマネジメント広告活用推進地区の規定を追加

- ・エリアマネジメント広告を円滑に活用できるようにするため、町田市独自の「エリアマネジメント広告活用推進地区」を創設します。これに伴い、東京都条例の「プロジェクトマップ活用地区」の代わりに「エリアマネジメント広告活用推進地区」の規定を追加します。

■エリアマネジメント広告活用推進地区の手続きの流れ（案）



- ・まちづくり団体等は、「エリアマネジメント広告活用計画」を添えて、市に対してエリアマネジメント広告活用推進地区の指定を申請することができます。
- ・市は、審議会の議を経たうえで、エリアマネジメント広告活用推進地区を指定します。
- ・まちづくり団体等が市に地区指定を申請する場合に、事前協議を義務づけます。事前協議では景観アドバイザーの助言を受けられます。 → **主な制定事項C** を参照

【検討中の条文案：町田市屋外広告物条例】

(エリアマネジメント広告活用推進地区の指定)

第12条 まちづくりの推進を図る活動等を行うことを目的とする一般社団法人又は一般財団法人、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項の特定非営利活動法人その他規則で定める団体（以下「まちづくり団体等」という。）は、エリアマネジメント広告（屋外広告物等であって、その広告料収入を地域における公共的な取組に要する費用の全部又は一部に充てるものをいう。以下同じ。）の活用を図るため、規則で定めるところにより、一定の区域を**エリアマネジメント広告活用推進地区（以下「推進地区」という。）に指定するよう市長に申請することができる。**

2 前項の規定による申請は、次に掲げる事項を定めたエリアマネジメント広告活用計画（以下「活用計画」という。）の案を添えて行わなければならない。

- (1) 推進地区の名称、位置及び区域
- (2) エリアマネジメント広告の活用に係る方針
- (3) エリアマネジメント広告の表示の場所、位置、形状、規模、色彩その他表示の方法に関する基準（以下「表示基準」という。）
- (4) 表示基準が適用される建築物その他の工作物等
- (5) エリアマネジメント広告の表示又は設置に係る自主審査の実施体制
- (6) エリアマネジメント広告の広告料収入を活用した、地域における公共的な取組に係る事業計画
- (7) その他、市長が特に必要と認める事項

3 市長は、第1項の規定による申請があった場合において、**当該申請に係る活用計画の案の内容が市長が別に定める基準を満たすものと認めるときは、当該活用計画の案に掲げる区域を推進地区として指定することができる。**この場合においては、**あらかじめ町田市景観街づくり審議会条例（令和6年町田市条例●号）第●条の町田市景観街づくり審議会（以下「審議会」という。）の議を経るものとする。**

市長は、審議会の議を経て、地区を指定

【検討中の条文案：町田市屋外広告物条例施行規則】

(まちづくり団体等)

第14条 条例第12条第1項の規則で定める団体は、次に掲げるものとする。

- (1) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第7項の認可地縁団体
- (2) 商店街振興組合法(昭和37年法律第141号)第2条の商店街振興組合及び商店街振興組合連合会
- (3) 会社法(平成17年法律第86号)第2条第1号の株式会社、合名会社、合資会社及び合同会社
- (4) 法人でない団体であって、事務所の所在地、構成員の資格、代表者の選任方法、総会の運営、会計に関する事項その他当該団体の組織及び運営に関する事項を内容とする規約その他これに準ずるものを有しているもの。

(推進地区の指定の申請)

第15条 条例第12条第1項の規定による申請は、別記第11号様式による推進地区指定申請書により行うものとする。

2 条例第12条第2項の活用計画の案には、次に掲げる図書を添付しなければならない。

- (1) 条例第12条第2項第4号に規定する建築物その他の工作物等であって、国、地方公共団体又は他人が管理し、又は所有するものにエリアマネジメント広告を表示する場合には、当該建築物その他の工作物等の所有者等の承諾を証明する書面
- (2) その他市長が必要と認める書類

- ・ エリアマネジメント広告活用推進地区に指定されると、「エリアマネジメント広告活用計画」に定められた表示基準に従って表示されるエリアマネジメント広告については、通常の許可基準を超える大きさや場所であっても表示できるようになります。

【検討中の条文案：町田市屋外広告物条例】

(許可の特例)

第31条 (中略)

推進地区内のエリマネ広告について、通常の基準に関わらず許可できる

2 市長は、**第6条から第8条まで、第22条又は第23条の規定にかかわらず**、第12条第3項の規定により指定された推進地区において、当該**推進地区の表示基準に適合するエリアマネジメント広告**(同条第2項第4号に規定する建築物その他の工作物等に表示されるものに限る。)については、当該屋外広告物等の**表示又は設置を許可することができる。**

3 第24条から前条までの規定は、前2項の規定による許可について準用する。

- ・ エリアマネジメント広告活用推進地区に指定されると、まちづくり団体等は、エリアマネジメント広告の運用等について、市に支援を求めることができます。その際、市は景観アドバイザーに意見を求めることができます。

【検討中の条文案：町田市屋外広告物条例】

(エリアマネジメント広告活用推進地区における支援)

第13条 まちづくり団体等は、前条第3項の規定により指定された**推進地区における表示基準の運用等について**、規則で定めるところにより、**必要な技術的援助その他の必要な支援を行うよう市長に申請することができる。**

2 市長は、前項の規定による申請があった場合において、町田市景観条例第39条の2第1項の規定による景観アドバイザーを派遣することができる。

【検討中の条文案：町田市屋外広告物条例施行規則】

(推進地区における技術的援助等の申請)

第17条 条例第13条第1項の規定による必要な支援の申請は、別記第14号様式の推進地区技術支援申請書により行うものとする。

- ・まちづくり団体等は、「エリアマネジメント広告活用計画」の内容を変更しようとする場合、市に再度申請を行う必要があります。市は、審議会の議を経たうえで、地区を再度指定します。
- ・市は、まちづくり団体等に対して、エリアマネジメント広告の運用状況等について報告を求めることができます。報告が無かった場合や、報告内容が「エリアマネジメント広告活用計画」に適合していないと認められる場合は、エリアマネジメント広告活用推進地区を廃止することができます。

【検討中の条文案：町田市屋外広告物条例】

（エリアマネジメント広告活用推進地区の指定）

第12条 （中略）

- 4 まちづくり団体等は、前項の規定により指定された推進地区に係る活用計画の内容を変更（軽微な変更を除く。）しようとするときは、規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。
- 5 第3項の規定は、前項の規定による申請について準用する。
- 6 市長は、まちづくり団体等に対し、第3項の規定により指定された推進地区におけるエリアマネジメント広告の表示又は設置の状況並びに地域における公共的な取組の内容の報告を求めることができる。
- 7 まちづくり団体等は、第3項の規定により指定された推進地区の廃止を求めようとするときは、規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。
- 8 市長は、まちづくり団体等が第6項の規定による報告を正当な理由なく行わなかったとき又は第6項の規定によるまちづくり団体等の報告の内容が第2項の規定による活用計画に適合しないと認めるときは、第3項の規定により指定された推進地区を廃止することができる。
- 9 前各項に定めるもののほか、推進地区の指定に関し必要な事項は、市長が別に定める。

エリアマネジメント広告活用計画を変更する場合は、申請が必要

市長は運用状況等について報告を求めことができ、報告が無い場合や計画に適合していない場合は、推進地区を廃止できる

【検討中の条文案：町田市屋外広告物条例施行規則】

（活用計画の変更等）

- 第16条 条例第12条第4項の規定による変更の申請は、別記第12号様式の推進地区指定変更申請書に、当該変更に係る活用計画の案を添えて行わなければならない。
- 2 条例第12条第7項の規定による廃止の申請は、別記第13号様式の推進地区廃止申請書により行わなければならない。

主な制定事項 C

景観事前相談を義務づける規定を追加

- ・屋外広告物に係る景観づくりの考え方や配慮事項を伝え、良好な屋外広告物を誘導するため、屋外広告物条例に基づく許可申請（継続の許可を除く）を行おうとする場合や、エリアマネジメント広告活用推進地区の指定の申請を行おうとする場合に、事前協議を義務づけます。

【検討中の条文案：町田市屋外広告物条例】

（事前協議）

第33条 第8条、第16条、第17条、第28条第1項又は第31条第1項の規定による許可を受けようとする者又は第32条の規定による届出を行おうとする者は、町田市景観条例第12条の2に定めるところにより、その内容について市長と協議しなければならない。

【検討中の条文案：町田市景観条例】

事前協議を義務付け

（事前協議）

第12条の2 次に掲げる行為をしようとする者は、規則で定めるところにより、あらかじめ、市長と協議しなければならない。

(1) (略)

(2) 町田市屋外広告物条例（令和6年町田市条例第●号）第8条、第16条、第17条、第28条又は第31条第1項の規定による許可の申請

(3) 町田市屋外広告物条例第32条の規定による特定屋内広告物の表示に関する行為の届出

2 東京都景観条例（平成18年東京都条例第136号）第20条の協議を要する場合には前項の規定は適用しない。

3 町田市屋外広告物条例第12条第1項の規定によるエリアマネジメント広告活用推進地区の指定の申請をしようとする者は、規則で定めるところにより、あらかじめ、市長と協議しなければならない。

4 市長は、第1項又は第3項の規定により協議があったときは、当該協議をした者に対し、景観計画や景観ガイドラインに基づいて、必要な指導又は助言をすることができる。

5 市長は、第1項又は第3項の規定により協議があったときは、規則で定めるところにより、第39条の2第1項の町田市景観アドバイザーに意見を聴くことができる。

6 第1項各号に掲げる行為に係る協議をした者が当該協議に係る行為の内容を変更しようとするときは、あらかじめ、規則で定めるところにより、市長に協議しなければならない。ただし、規則で定める場合にあっては、この限りでない。

7 第1項、第4項及び第5項の規定は、前項の規定による協議について準用する。

【検討中の条文案：町田市景観条例施行規則】

（事前協議）

第10条の2 条例第12条の2第1項の規定による協議は、事前協議申請書（第4号様式の2）を提出して行わなければならない。

2 前項の事前協議申請書の提出は、別表第8の左欄に掲げる行為の種類ごとに、それぞれ当該別表の右欄に掲げる期限までとする。

3 条例第12条の2第3項の規定による協議は、事前協議申請書（第4号様式の3）を提出して行わなければならない。

4 条例第12条の2第5項の規定による意見聴取は、次に掲げる場合に行うものとする。

(1) 条例第12条の2第4項の指導又は助言を行う場合

(2) その他市長が必要と認める場合

5 条例第12条の2第6項の規定による協議は、変更協議申請書（第4号様式の4）を提出して行わなければならない。

6 条例第12条の2第6項の規則で定める場合は、次に掲げるものとする。

(1) 広告物等の表示内容又は形態に変更を来さない補強工作又は塗装替え等を行う場合

(2) 条例第12条の2第4項の規定による指導又は助言を受けて、市長が必要と認める範囲内で当該協議に係る行為の内容を変更しようとする場合

（中略）

別表第8（第10条の2関係）

行為の種類	期限
（中略）	
条例第12条の2第1項第2号に係る行為	当該行為の15日前、かつ、当該行為に係る設計が容易に変更できるとき
条例第12条の2第1項第3号に係る行為	当該行為の15日前、かつ、当該行為に係る設計が容易に変更できるとき

景観事前相談は、許可申請または届出の15日前までに実施

・屋外広告物だけでなく、一定規模^{※1}以上の窓面利用広告物^{※2}を表示しようとする場合についても、事前協議を義務づけます。

※1 一定規模：仮に屋外で自家用広告物として表示された場合に許可が不要となる表示面積（地域地区により異なり、5㎡または10㎡）

※2 窓面利用広告物：建築物の窓その他の開口部に設けられた窓ガラス等の内側から、常時又は一定の期間継続して屋外の公衆に表示する広告物をいいます。町田市屋外広告物条例（案）では「特定屋内広告物」という呼称を用い、窓ガラス等からの距離が2メートル以内の範囲にあるものを対象とします。

・窓面利用広告物は、事前協議が終了したあと、届出を行うこととします。（許可申請は不要）

【検討中の条文案：町田市屋外広告物条例】

（特定屋内広告物の表示の届出）

第32条 特定屋内広告物（規則で定める特定屋内広告物を除く。）を表示し、又はその規模、形態若しくは意匠を変更しようとする者は、当該行為に着手する30日前までに、規則で定めるところにより市長に届け出なければならない。

【検討中の条文案：町田市屋外広告物条例施行規則】

（特定屋内広告物の表示の届出）

第28条 条例第32条の規定による特定屋内広告物の表示の届出は、別記第16号様式による特定屋内広告物表示届出書に、次に掲げる図書を添付して行うものとする。

(1) 特定屋内広告物を表示する場所の状況を知りえる図面及び近隣の状況を知り得る図面又はカラー写真（届出前3月以内に撮影したものに限り。以下同じ。）

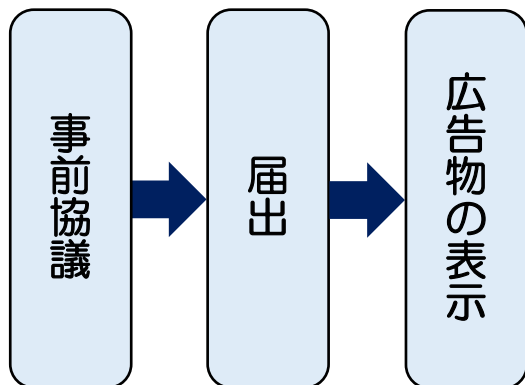
(2) 形状、寸法、材料、構造、意匠等に関する仕様書及び図面

2 条例第32条の規則で定める特定屋内広告物は、次に掲げるいずれかの要件に該当する特定屋内広告物とする。

(1) 別表第3の左欄に掲げる地域地区等の区分に応じて同表の中欄に定める禁止事項に抵触せず、かつ、当該区分に応じて同表の右欄に定める広告物等の表示面積の範囲内で表示する

(2) 開口部に設けられた窓ガラス、ガラス扉その他これらに類するものの内側の面から2メートル以内の範囲以外の範囲に表示する

■窓面利用広告物の届出・事前協議の流れ



■窓面利用広告物の例

